

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第37条」を「第37条の2」に改め、「第77条第2項」の右に「第78条の2第1項」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第55条の4第2項の規定により、同条第1項、法第55条の5及び第78条の2第2項に規定する市長の就労自立給付金の支給に関する事務を所長に委任する。

第4条の見出しを「(保護の実施の通知等)」に改める。

第5条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 規則第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(第4号様式)とする。

第6条中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第7条中「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

第9条中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7号様式」を「第8号様式」に、「行なう」を「行う」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「まで」の右に「(第5条第2項及び第12条を除く。)」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条に見出しとして「(費用の返還に係る納入の通知等)」を付し、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1項を加える。

(就労自立給付金の支給の通知)

第12条 所長は、規則第18条の4第1項の規定による申請があった場合において、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給することを決定したときは、当該申請者に対し、就労自立給付金決定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

第1号様式注及び備考以外の部分，第2号様式注及び備考以外の部分及び第3号様式注及び備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第7号様式を第8号様式とし，同様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式（第12条関係）

就労自立給付金決定通知書

様	年 月 日
京都市	福祉事務所長 印

生活保護法第55条の4第1項の規定により 年 月 日申請の就労自立給付金の支給を次のとおり決定したので通知します。	
就労自立給付金の支給額	円
保護の廃止日	年 月 日
決定の理由	
就労自立給付金の支給日及びその支給方法	
14日以内に通知しなかった理由	

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者，出訴期間等を記載すること。

第6号様式を第7号様式とし，第5号様式を第6号様式とする。

第4号様式備考中「方法」の右に「及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者，出訴期間等」を加え，同様式を第5号様式とする。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第5条関係）

就労自立給付金申請書

(宛先) 京都市 福祉事務所長	年 月 日
申請者の住所又は居所	申請者の氏名 電話 — ㊟

生活保護法施行規則第18条の4第1項の規定により就労自立給付金の支給を申請します。			
保護を必要としなくなった理由			
世帯構成員	氏 名	生 年 月 日	性 別
		・ ・	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		・ ・	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		・ ・	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		・ ・	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

注 該当する□には、㊟印を記入してください。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)